

生活保護費減額「違法」

横浜地裁判決 国の判断に過誤

全国4件目

国による生活保護費の引き下げは生存権を保障した憲法に違反するとして、神奈川県を受給者ら四十六人が減額処分を取り消しを求めた訴訟の判決で、横浜地裁は十九日、四十五人の訴えを認め、処分を取り消した。岡田伸太裁判長は「厚生労働相の判断に過誤、欠落がある。裁量権を逸脱し、生活保護法に違反する」と指摘した。

同種訴訟は二十九都道府県で起され、減額処分を取り消した判決は大阪、熊本、東京の三地裁に続いて四件目。横浜地裁は、国への損害賠償請求は退け、減額処分が違憲かどうかの判断も示さなかった。

判決によると、厚労省は二〇一三―一五年、デフレによる物価下落などを勘案し、生活保護費のうち食費や光熱費を補助する「生活扶助」を引き下げ、約六百七十億円を削減した。物価

下落による減額は「デフレ調整」と呼ばれ、厚労省独自の物価指数が用いられた。岡田裁判長は、同省の物価指数について、生活保護受給者があまり買わないテレビやパソコンといった高

額製品の価格下落が大きく反映されていたと認定。「最低限度の生活に関する厚労相の判断過程に過誤、欠落がある」と指摘した。さらに、今回の減額前の国内消費実態を検討し、生活扶助が対象とする食費や光熱費は大幅に上昇していたとも判示。「厚生労働相の判断には、統計などの客観的な数値や専門的知見との整合性がない」と結論付けた。